

## 一宮市特別養護老人ホーム標準入所指針

### 1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）へ入所の必要性が高い入所希望者を優先的に入所させるという観点から、入所に係る申込手続及び入所の決定方法を明確にすることにより、入所の透明性・公平性を確保し、入所の円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 入所申込みの方法

施設への申込みは、各施設で定める入所申込書により行う。

なお、各施設は、優先的な入所を判断する際に勘案する項目を盛り込んだ標準入所申込書（様式1）及び標準調査票（様式2）に準じた入所申込書を作成するものとする。

#### (1) 入所申込書の受付

##### ① 施設の説明

施設は、入所申込書を受け付ける際に、原則として入所希望者及び家族等と面接を行い、心身の状況や病歴等の把握に努めるとともに、入所順位の決定方法及び下記(2)について十分説明を行い、入所申込書に署名を受けることとする。

##### ② 受付簿の管理

施設は、入所申込書を受理した場合は、標準・特例入所申込受付簿（様式3）にその内容を記載し、入所や辞退等その後の経過を明らかにするものとする。

#### (2) 状況の変更に伴う届出

入所申込書を提出した後、入所希望者等について以下の状況が変化した場合、入居申込者は書面にてその旨の届け出をするか再度の入所申込みを行うものとする。

ア 入所希望者の要介護度や認知症による中核症状、行動・心理症状の変化

イ 主たる介護者の変更

ウ その他入所の必要性に大きく関係する状況変化

### 3 入所候補者について

#### (1) 入所候補者

入所候補者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、要介護1又は要介護2の要介護者であって特例入所の要件に該当する者とする。

#### (2) 特例入所の要件

特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことに関し、以下の事情を考慮すること。

① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
  - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
  - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
  - ⑤ 上記4要件に準ずる状態が複合的に生じている等、総合的に勘案して在宅生活が困難であり、他のサービスの利用が困難であること。
- (3) 特例入所に関する施設と保険者市町村の情報共有等
- 特例入所が認められる場合には、以下のように施設と保険者市町村との間で情報の共有を行う。
- ① 施設は、入所申込者に対して、特例入所に該当する事由について、その理由など必要な情報を申込時に入所申込書及びその他の資料にて求めるものとする。
  - ② この場合において施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、特例入所判定の可否について意見書により意見を求めるものとする。なお、意見を求める場合は、特例入所の要件に該当することの判定に関する資料を添付すること。ただし、該当しないことが明白である場合を除く。(その後の状況の変化は注意する。)
  - ③ 保険者市町村は、②の求めを受けた場合において、施設に対し適宜意見を表明する。

#### 4 入所決定の手続

##### (1) 入所判定委員会の設置

施設は、入所者の決定に係る委員会（以下「委員会」という。）を設置し、合議制により入所の優先順位の決定を行う。

##### ① 委員構成

委員会は、施設長と生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員などの関係職員で構成することとし、あわせて施設職員以外の第三者の参加を求めることが望ましい。

##### ② 開催

委員会は必要に応じて開催する。

##### ③ 運営

委員会は合議制とし、5(1)で定める評価基準に基づき、入所の必要性を審議し、優先順位の高い方から順に、入所候補者名簿を作成する。

##### ④ 入所の決定

委員会は、空床が生じた場合、受入条件（男女の別、認知症の程度、その他施設の処遇上の事情など）を判断した上で、申込者の意思確認を行い、入所者の決定を行い、その旨申込者に通知する。

⑤ 記録の保管・公表等

ア 委員会は、入所優先順位に係る評価・決定に至る経過（上記3(3)②の保険者市町村の意見を含む。）を記録し、5年間保管する。

イ 施設は、申込者から請求があった場合、当該申込者に関する記録を開示するよう努めるとともに、一宮市又は愛知県から求められた場合は、これを提出するものとする。

(2) 委員の義務

委員会の委員は、業務上知り得た申込者等に関する個人情報を漏らしてはならない。委員の職務を退いた後もまた同様とする。

5 入所の必要性に関する評価基準

(1) 評価基準

施設は、申込書及び面接等で知り得た情報を基に、次の評価基準により総合的に勘案した上で、入所に係る優先順位を決定する。

評価項目	評価の目的	評価基準
入所希望者の心身の状況	常時介護の必要性及び家族、介護者の日常生活への影響度の評価	常時の介護が必要である。 認知症等を原因とする問題行動があり、介護者が日常生活を送る上で支障がある。 (例) ・ 日常生活の自立度が低く、生活全般にわたる世話が必要な場合 ・ 頻回な徘徊、対人トラブルなど認知症による行動障害やコミュニケーションに困難がある場合
家族・介護者等の状況	在宅生活に必要な家族の介護力の評価	家族等の介護者がいない。あるいは、介護者の病気等の事情により介護が困難である。 (例) ・ 単身世帯である場合 ・ 介護者が高齢や病弱である場合

在宅生活の困難度の状況	在宅サービスの利用による、あるいは現在居住する住宅による生活の継続の困難度に関わる評価	在宅サービスの利用状況、あるいは居住環境及び他の事情により在宅生活を継続することが困難である。 (例) ・ 近隣に在宅サービス事業所がなく、利用が困難である場合 ・ 病院等の入院患者等で帰る家や居住する場所が無い場合 ・ 住居が狭い、住宅改修ができない場合
-------------	---	--

(2) グループ分け

上記(1)の評価基準の該当項目に基づき、入所希望者を次の3グループに分類する。

Aグループ	Bグループ	Cグループ
全3項目に該当	2つの項目に該当	1つの項目に該当

(3) 優先順位

入所判定委員会は、A、B、Cのグループ順に入所判定するものとし、グループ内の優先順位は申込順とする。なお、Aグループのみについて行い、B・Cグループについては順位付けを行わない。

また、同一グループ内における順位付けに当たっては、一宮市に住所を有する者は、一定の配慮をすることとする。

6 特別な事由による優先入所

上記5の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、施設長判断により優先入所を決定することができる。

この場合、入所直後の委員会において、その経過を報告するとともに、議事録に登載することとする。

(1) 一宮市から入所依頼があった場合

老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置依頼など一宮市が緊急入所の必要性を認め、入所依頼があった場合

(2) 3ヶ月超入院後の再入所

入所者が3ヶ月を超えて入院し、若しくは3ヶ月超の入院となる見込みのため入所契約が解約された場合で、快復し退院できることになったが在宅生活が困難な事情があり、施設での生活が可能な場合

(3) 緊急性が認められる場合

介護者が死亡、又は心身状況が急に悪化するなど、直ちに施設入所を必要とする場合

## 7 入所辞退者の取り扱い

この指針に基づく入所申込者から、入所に際して自らの都合により一時的に入所を辞退する旨の申出があった場合、施設は改めて入所の意思表示があるまでの間、入所候補者名簿に登載しないことができる。また、登載しないこととした者の入所申込書は、登載しないこととした日から1年を経る日まで保管し、辞退扱いとすることができる。

施設は、長時間連絡のない入所申込者に対し、状況把握に努めることとするが、入所申込者との連絡が不通となった場合は、一時的に入所を辞退する旨の申出があった場合と同じ扱いとする。

## 8 退所

施設は、次のいずれかに該当する場合は、その者の心身の状況や退所後の環境等を十分に検討した上で対処を決定するものとする。この場合において、施設は退所者や家族へ精神的ケアや介護技術の指導など必要な支援を行うよう努めるものとする。

- (1) 要介護認定において、要介護3以上であった者が、要介護1又は要介護2と認定され、かつ、3(2)の特例入所の要件に該当しない場合
- (2) 要介護認定において、自立、要支援1又は要支援2と判定された場合
- (3) 6の特別な事由による優先入所をした者が、その特別な事由がなくなった場合

## 9 入所希望者への説明責任

申込者から入所選考に関する説明を求められた場合に、適切に対応できるよう、責任者あるいは窓口を明確にしておくとともに、説明を求められた場合には、選考方法やその結果について説明を行い、十分理解を得るよう努めるものとする。

付則 この指針は令和3年4月1日から施行する。

付則 この指針は令和4年12月1日から施行する。